

# 鳩山町泉井交流体験エリア条例および施行規則（利用料金に係るものの抜粋）

## 鳩山町泉井交流体験エリア条例

### （使用料）

第11条 使用者は、別表に定める使用料（附属設備等については、規則で定める使用料）を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、町長が別に定める場合に限り、これを減額し、又は免除することができる。

3 使用者が鳩山町民以外の場合は、使用料を割増しすることができる。

### （使用料の還付）

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が別に定める場合に限り、その全部又は一部を還付することができる。

## 別表（第11条関係）

### 泉井交流体験エリア（交流体験館）使用料

施設の名称	使用区分	使用料	
		平日	土曜日・日曜日・休日
交流ホール	午前	1,500円	2,100円
	午後	2,000円	2,800円
	夜間	2,400円	3,300円
体験・研修室	午前	400円	600円
	午後	600円	800円
	夜間	800円	1,000円
加工体験室	午前	500円	700円
	午後	700円	900円
	夜間	900円	1,100円

### 備考

- 1 午前及び午後、午後及び夜間又は全日を通じて使用する場合は、それぞれ規定金額を加えた金額をもって使用料とする。
- 2 準備のため交流ホールを使用する場合は、規定使用料の5割相当額とする。
- 3 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、1時間（1時間未満の使用は、1時間とみなす。）につき規定使用料の1時間当たり相当額の3割増の額とする。この場合、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 交流体験エリアの設置目的の範囲を超える場合の使用料は、5倍の額とする。

- 5 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後5時30分から午後10時まで、全日とは午前9時から午後10時までをいう。
- 6 平日とは、月曜日から金曜日（備考7に規定する休日を除く。）までをいう。
- 7 休日とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 8 鳩山町民以外の者が使用する場合の使用料は、5割増しとする。また、団体の使用において、当該団体の半数以上が鳩山町民以外の者で構成されている場合の使用料も同様とする。
- 9 音響機器を使用する場合は、交流ホールにおいて使用するものとし、交流ホールを分割しての使用は認めないものとする。

## 鳩山町泉井交流体験エリア条例施行規則

### (使用料)

第5条 条例第11条第1項に規定する使用料は、第3条の使用の許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、特別の事由があると町長が認めるときは、使用後に納付することができる。

2 前項の使用料のうち附属設備の使用料については、別表第1に定めるところによる。

### (使用料の減免)

第6条 条例第11条第2項に規定する町長が別に定める場合は、別表第2に定めるところによる。

2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、鳩山町泉井交流体験エリア使用料減額(免除)申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定による使用料の減額又は免除は、鳩山町泉井交流体験エリア使用料減額(免除)決定通知書(様式第5号)を交付して行う。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。

### (使用料の還付)

第7条 条例第12条ただし書の規定による町長が別に定める場合は、次のとおりとする。

(1) 施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)の責任によらない事由によって使用できないとき 全額

(2) 使用者が使用日の10日前までに第2条第1項に規定する変更許可申請書により使用の取消しを申請したとき 全額

### 別表第1(第5条関係)

付属設備	使用料	
	単位	金額
ワゴンアンプ	1回	500円
ワイヤレスマイク	1回	100円
ピンマイク	1回	100円
プロジェクター	1回	300円

備考 この表による使用料は、条例別表に定める午前、午後及び夜間におけるそれぞれの使用に対し、1回として計算する。

## 別表第 2 (第 6 条関係)

区分	減免率
町が町の事業として使用する場合	5割又は10割
自治会等の地域の地縁団体が総会または役員会議で使用する場合	5割
町内に在住、在学する高校生が使用する場合	5割
町立の幼稚園、小・中学校が教育の一環として使用する場合	5割又は10割
その他町長が特に必要があると認めた場合	5割又は10割